

高松市監査委員告示第14号

地方自治法（以下「法」という。）第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見および措置内容をそれぞれ同条第9項、第10項および第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成15年8月18日

高松市監査委員 北原和夫
同 吉田正己
同 綾野和男
同 鎌田基志

平成15年度定期監査結果報告等について

第1 消防局

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成14年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
局 課 等	事 務	
消防局	総務課 予防火課 消防防災課 情報指令課 北消防署 (朝日分署) 南消防署 東消防署 西消防署 (綾歌東部分署)	平成14年4月1日 から平成15年 3月31日までに 執行した事務およ び財務に関する事 務の執行

(2) 監査の方法

平成14年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、法第2条第14項（最小の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨に則って行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象局課等からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、消防手数料の徴収および備品管理の状況について、現地監査を行った。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

当該事項について措置を講じたときは、法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 高松市消防連合演習における会場設営業務および放送設備設営業務の委託に係る予定金額を明記し、仕様書を作成すべきもの

高松市消防連合演習における会場設営業務および放送設備設営業務については、それぞれの業務ごとに随意契約による見積徴取が実施されているにもかかわらず、個々の業務の予定金額が決裁に明記されていないので、高松市契約規則第18条第1項の規定により、今後は、決裁または見積業者等一覧表に、それぞれの業務に係る予定金額を明記されたい。

また、当該委託に係る業務内容を明確に示す仕様書が作成されてい

ないので、同規則第18条第2項の規定により、今後は、委託料の積算基礎となる業務内容を具体的に明記した仕様書を作成されたい。

(総務課)

イ 各消防署塵芥収集処理業務委託に係る契約書を適正に作成すべきもの

産業廃棄物処理委託業務に係る契約書には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2各号に規定する事項を規定しなければならないにもかかわらず、各消防署塵芥収集処理業務委託に係る契約書には、同条第3号に掲げる事項を規定していないので、今後は、同施行令の規定等に適合する契約書を作成し、契約の相手方と取り交わされたい。

(総務課)

(5) 今回の監査で指摘した事項およびそれに対する措置内容

ア 消防手数料の収納現金を取り扱う職員を出納補助員に任命すべきもの

(ア) 改善を要する事項

消防手数料の収納事務に携わる出納員や分任出納員以外に、収納事務を担当し、収納現金を取り扱う職員がいるにもかかわらず、その職員は、高松市出納員規則第3条の規定による出納補助員の任命を受けていないので、同規定により、任命を受けられたい。

(イ) 措置された内容

高松市出納員規則第3条の規定により、平成15年7月1日付けで出納補助員の任命を受けた。

(総務課)

イ 行政財産使用許可台帳を調整すべきもの

(ア) 改善を要する事項

高松市公有財産事務取扱規則第26条第4項では、行政財産の目的外使用を許可したときは、「行政財産使用許可台帳を調整しなければならない。」と規定しているが、平成14年度に自動販売機の設

置を許可しているにもかかわらず、北消防署食堂内に設置している
1台を除き、同台帳を調整していないので、同規定により、調整されたい。

(イ) 措置された内容

高松市公有財産事務取扱規則第26条第4項の規定により、平成
15年7月7日付けで、自動販売機の設置を許可しているものすべて
について、行政財産使用許可台帳を調整した。

(総務課、北消防署、南消防署、東消防署、西消防署)

ウ 行政財産の目的外使用許可を適正にすべきもの

(ア) 改善を要する事項

東消防署には自動販売機3台が設置されているが、そのうち1台
は、高松市公有財産事務取扱規則第26条第1項の規定による行政
財産の目的外使用許可をしていないので、同規定により、許可を行
うなど、適正に処理されたい。

(イ) 措置された内容

東消防署に設置されている自動販売機3台のうち1台については、
行政財産の目的外使用許可をしないで、使用させていたので、平成
15年7月7日に、当該業者に撤去させた。

(総務課、東消防署)

エ 備品の保管転換をすべきもの

(ア) 改善を要する事項

消防局内の課から他の消防署に相当以前から貸し出され、長期間、
その署で使用されている備品については、実態として借受先の消防
署で保管することが適当であると認められるので、高松市物品会計
規則第31条の規定により、保管転換を行われたい。

(イ) 措置された内容

高松市物品会計規則第31条の規定により、平成15年7月14
日付けで保管転換を行った。

(予防課、消防防災課)

オ 備品の返納処理を適正にすべきもの

(ア) 改善を要する事項

備品現在高報告書に記載されている現在高と現物の数量が一致しない備品で、その物の効用が失われ、使用に耐えなくなったことにより、既に廃棄処分したものは、高松市物品会計規則第38条の規定により、返納処理を行われたい。

(イ) 措置された内容

高松市物品会計規則第38条の規定により、平成15年5月27日付けで返納処理を行った。

(総務課，東消防署)

カ 備品の表示をすべきもの

(ア) 改善を要する事項

市の備品であることの表示がされていない備品には、高松市物品会計規則第30条の規定により、備品シールを貼付するか、または貼付できない場合には、備品シール整理簿に貼付して、適正にその保管整理を行われたい。

(イ) 措置された内容

高松市物品会計規則第30条の規定により、平成15年7月11日付けで備品シールの発行依頼をし、交付を受け、備品シール整理簿に貼付して保管整理を行った。

また、同規則第38条の規定により、同年5月30日付けで返納処理を行った。

(消防防災課，北消防署，南消防署，東消防署)

2 監査委員の意見

(1) 備品の貸出状況の把握について

備品を貸し出す場合には、高松市物品会計規則第27条第2項等の規定の趣旨から、貸出状況を把握するために備品貸出簿を備えるなど、備品の適正管理に努められたい。

(予防課，消防防災課)

(2) 庁舎清掃業務委託に係る契約事務について

消防局・北消防署庁舎清掃業務委託契約と南・東・西消防署，北消防署朝日分署および各出張所庁舎清掃業務委託契約については，業務内容が極めて共通性の高いものであることから，より効率的な事務処理を行うためにも，これらの業務を一本化して契約することを検討されたい。

また，施設維持管理委託契約（清掃・警備・その他施設管理業務）に関する取扱いについて（平成14年3月6日付け高管号外企画財政部長通知）では，「委託業者の選定に当たっては，（中略）一部の業者に偏重することなく，幅広く，公平かつ公正に選定すること」とされているにもかかわらず，これらの清掃業務委託に係る見積徴取業者の選定に当たっては，一部の業者に偏重しているように見受けられたので，今後は，幅広く業者を選定するなど，適正な業者選定に努められたい。

（総務課）

第2 教育委員会文化部

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成14年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
教 育 委 員 会 文 化 部	文 化 振 興 課 文 化 芸 術 ホール 整 備 課 歴 史 資 料 館 図 書 館 菊 池 寛 記 念 館 美 術 館 美 術 課 市 民 文 化 セ ン タ ー	平成14年4月1 日から平成15年 3月31日までに 執行した事務およ び財務に関する事 務の執行	平成15年5月1日 から平成15年6月 10日まで

(2) 監査の方法

平成14年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、法第2条第14項（最小の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨に則って行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、使用料等の徴収および備品管理の状況について、現地監査を行った。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項およびそれに対する措置内容

ア 分任出納員の領収印について収入役に届出をすべきもの

(ア) 改善を要する事項

観覧料の収納の際に使用している領収印は、高松市出納員規則第5条第2項の規定により、あらかじめ収入役に印鑑等使用届により届け出たものを使用しなければならないが、その届出がされていないので、同規定により届出されたい。

(イ) 措置された内容

高松市出納員規則第5条第2項の規定により、平成15年5月21日付けで届出を行った。

(菊池寛記念館)

イ 備品の受入処理をすべきもの

(ア) 改善を要する事項

備品現在高報告書の現在高数量を上回る備品があったので、高松市物品会計規則第21条の2の規定等による受入処理をされたい。

(イ) 措置された内容

高松市物品会計規則第21条の2の規定により、平成15年5月22日付けで受入処理を行った。

(美術館美術課)

ウ 賃貸借契約期間満了後のパソコンシステム機器の受入処理をすべきもの

(ア) 改善を要する事項

センター学習児童生徒用パソコンシステム機器について、平成13年度の賃貸借契約期間満了後、市の備品として使用しているが、高松市物品会計規則第23条の規定による受入処理がなされていないので、適正に処理されたい。

(イ) 措置された内容

高松市物品会計規則第23条の規定により、平成15年6月27日付けで受入処理を行った。

(市民文化センター)

2 監査委員の意見

(1) 備品の有効利用について

文化部では、各課間で日常的に備品の相互貸借により、備品の有効利用を行っており、財産管理面および経費の削減面から、より一層の効果的な利用が図られるよう、各課で貸出可能な備品のリストアップを行い、備品貸出システムを構築するなど、他の部局での取組状況を参考にして、全庁的な備品の貸出体制の確立に取り組みたい。

(文化振興課)

(2) 資料の撮影に係る手数料について

歴史資料館が収蔵する資料の撮影を承諾した場合で、その撮影に当たり、収蔵庫からの資料の搬出など役務の提供を行ったときは、美術品等撮影許可手数料の徴収事例を踏まえ、手数料を徴収できるよう例規上の整備を検討されたい。

(歴史資料館)

第3 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 補助金交付決定決裁における補助金交付決定理由を明確化すべきもの

(1) 改善を要する事項

補助金交付決定決裁には、その補助金の個別の交付決定理由を記載すべきであるが、自治会活動事業補助金および自治会集会所管理運営事業補助金交付決定決裁の理由欄には、交付することを決定した具体的な理由を記載していないので、その旨明記されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成15年6月4日）

補助金交付決定決裁において、補助金交付決定理由欄に、当該補助金を交付する具体的理由を明記した。

（市民生活課）

2 補助金の対象事業，対象経費等を明確化すべきもの

(1) 改善を要する事項

補助金交付決定決裁には、補助金交付の必要性およびその内容を客観的に明らかにするため、その補助金の交付目的、対象事業、対象経費等を記載すべきであるが、自治会活動事業補助金および自治会集会所管理運営事業補助金の交付決定決裁には、これらの事項について記載していないので、明記されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成15年6月4日）

補助金交付決定決裁に、それぞれの交付目的や対象事業、算出方法等を明記した基準を添付した。

（市民生活課）

3 補助金交付申請書類を正確に記載すべきもの

(1) 改善を要する事項

自治会集会所管理運営事業補助金交付申請書に添付している収支予算書は、当該管理運営事業とは別の補助事業に係る補助金収入が混在した記載内容となっているので、この補助事業が対象とする経費を特定して記載するよう交付申請者を指導するとともに、これに基づき交付決定さ

りたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成15年6月4日）

自治会活動事業等補助金の、交付申請書や実績報告書に添付する収支予算書や決算書において、当該補助金に対する事業や経費について、特定して記載するように交付申請者である各地区（校区）連合自治会に対して指導し、正確な書類を提出させた。

（市民生活課）

4 防犯灯の新設・切替等工事補助事業に係る写真による施工確認方法を是正すべきもの

(1) 改善を要する事項

防犯灯の新設・切替工事等補助事業に係る写真による施工確認を行う場合は、施工前と施工後の写真を徴取し、工事が適正に完了したことを確認されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成15年6月4日）

防犯等の新設・切替等工事について、これらの工事が適正に完了したことを客観的に確認できる施工前後の写真を添付させ、確認した。

（市民生活課）